

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3－4 保険料を納めやすい環境整備の推進</b>					
71	①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付	コンビニ納付： 16年2月～ インターネットバン キング： 16年4月～	着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始。</li> <li>○平成16年4月、マルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンビニエンスストアでの納付状況 納付件数 約429万件 納付月数 約706万月 ※17年11月は利用者が単月で50万件を突破</li> <li>・マルチペイメントによる納付状況 利用件数 約10万4千件</li> </ul> <p>(平成17年4月～12月までの累計)</p>
72	②若年者納付猶予制度の導入	17年4月～	着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成17年4月、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間は追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。</li> </ul>	<p>(若年者納付猶予者) 約29万人(平成17年12月末現在)</p>
73	③口座振替割引制度の拡充	17年4月～	着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従来から行っていた前納割引制度(1年分又は半年分を前納する場合について一定の割引をする制度)に加えて、平成17年4月、口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1ヶ月早く納付する場合に一定の割引をする制度)を導入。</li> </ul>	<p>(口座振替利用率) 37.0% (平成16年度末) ↓ 38.1% (平成17年12月末現在)</p>
74	④多段階免除制度の導入	18年7月～	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成18年7月から、現在の全額免除・半額免除に加え、所得に応じて、4分の3または4分の1免除の段階を追加した「多段階免除制度」を導入することとしている。</li> </ul>	
75	⑤クレジットカードによる国民年金保険料の納付	18年度～	－	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、納付委託(金融機関、コンビニなどに納付書を持参)に加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とすることとする。</li> </ul>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
76	⑥年度途中からの前納を可能とする口座振替制度の拡充	20年度～	－	<p>○平成20年度からの実施に向けて検討中であり、平成18年度中に各金融機関との事前調整を開始する予定。</p> <p>・口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められているが、年度途中において、口座振替による前納の申し出があった場合において、年度途中から翌3月までの前納を可能とする。</p>	
77	⑦口座振替の自動再開	20年度～	－	<p>・口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図る。</p>	
78	⑧口座振替の利用勧奨の徹底	18年2月～	検討中	<p>○平成18年2月に、各社会保険事務所でのキャンペーン展開と併せて、社会保険庁ホームページ、年度末の集中広報(新聞)等での広報等を実施。</p> <p>・翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期(2月)に合わせて、口座振替での前納の有利さを周知し、口座振替の利用勧奨を徹底する。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3－5 民間委託の推進</b>					
79	①国年保険料収納事業の市場化テストモデル事業の実施	17年10月～	着手済	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、平成17年10月より、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施。</li> <li>○17年度のモデル事業の実施状況を踏まえ、より効果的な実施方法、委託業者の成果に係るモニタリング方法を検討するとともに、18年度は、モデル事業の実施箇所数を拡大する。</li> </ul>	(市場化テストモデル事業 実施箇所数) 平成17年10月～:5カ所 ↓ 平成18年度:35カ所
80	②市場化テストモデル事業の全国展開に向けた段階的な拡充	18年度～	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○モデル事業終了後、今国会に提出された「公共サービス効率化法(市場化テスト法)案」に基づく市場化テストを実施予定【平成19年度～】</li> </ul>	
81	③電話納付督励委託契約への成功報酬等の導入	18年度～	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成17年度から、電話納付督励業務の委託契約において、未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を委託要領に盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。</li> <li>○平成18年度においては、電話納付督励業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬を導入。</li> </ul>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3－6 免除申請手続の簡素化</b>					
82	①全額免除対象者等の免除申請手続の簡素化	18年7月～	一	<p>○平成18年7月から、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入。</p>	
83	②法定免除該当者の免除手続の省略	18年度～	一	<p>○障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要とされている。</p> <p>○法定免除該当者に対し、社会保険事務所が職権による法定免除手続を行えるよう、福祉事務所等に対し、生活保護受給者等に関する情報の提供を求めることを可能とすることとする。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3－7 市町村・各種団体との連携・強力</b>					
84	①国民健康保険の保険者である市町村との連携	18年度～	—	<p>○国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を可能とすることにより、適用の適正化を図ることとする。</p>	
85	②市町村が他の公金と併せて国民年金保険料の収納等を実施することを可能とする方策の検討	19年4月～	—	<p>○さらに、国民健康保険短期被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、当該市町村を納付受託機関として指定することについて検討中。</p>	
86	③商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施	17年度～	着手済	<p>○平成18年1月に国民年金法施行規則の改正(納付受託機関の追加)を行ったところであり、現在、5ヶ所の商工会と契約手続きを進めており、3月から業務開始の予定。</p>	
87	④国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼	17年度～	着手済	<p>○平成17年6月、建設連合国保に対して、国民年金への加入及び口座振替手続きの周知を要請したところである。</p> <p>○今後、他の国保組合に対しても、国民年金への加入促進に関する協力依頼を求めていく予定。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3－8 未適用事業所の適用の推進</b>					
88	①健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大	17年度～	着手済	<p>○平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととしており、17年12月末現在、延べ2,300事業所に対して重点加入指導を実施し、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業所に対しては、厳正な対応を図っていくこととしている。</p> <p>○また、平成18年度からは、重点加入指導の対象及び職権により適用する対象の拡大を予定。(重点加入指導:従業員10人以上の事業所、職権による適用:従業員15人以上の事業所)</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
<b>3－9 労働保険との徴収事務の一元化</b>					
89	①労働保険との徴収事務の一元化について、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成17年度中に結論を得る	～17年度	着手済	<p>○事業主の事務負担の軽減等の観点から、法律改正が必要な事項について検討を進め、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会保険・労働保険徴収事務センターで受付を行っている社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一化</li> <li>②社会保険及び労働保険における食事や住居などの現物給与の評価を都道府県単位で統一化</li> <li>③未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に関する情報提供を求めることが可能とすること</li> </ul> <p>について、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正を行う予定。</p>	
90	<p>②労働保険との徴収事務の一元化について、平成18年度から、以下の取組の実施を検討</p> <p>ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施</p> <p>イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施</p> <p>ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲について、インターネットによる一括申請(7グループ19届出)が可能な届出に拡大</p> <p>エ 事業所説明会開催時期の統一</p>	18年度～	—	<p>○平成18年度から社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて以下の事務を実施する予定。</p> <p>ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施</p> <p>イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施</p> <p>ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲について、インターネットによる一括申請(7グループ19届出)が可能な届出に拡大</p> <p>エ 事業所説明会開催時期の統一</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年1月末現在)	参考データ
--	----	------	----	------------------	-------

## IV. 予算執行の無駄の排除

### 4-1 不適切な予算執行の排除

91	①年金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない	16年度～	着手済	○年金福祉施設等については、「年金福祉施設等の見直しについて(合意)」(平成16年3月10日与党年金制度改革協議会)等を踏まえ、今後は保険料を投入しないとともに、年金資金等への損失を最小化するという考え方に対し、平成17年10月に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、地域医療への影響や入居者の生活等にも配慮しつつ、5年間で整理合理化を行うこととしている。	
92	②年金福祉施設等の整理合理化	17年10月～	着手済		
93	③調達コスト削減目標の設定	17年3月～	着手済	○平成17年度の調達コスト削減目標として、物品等の購入、印刷物等の製造、業務の外注等の役務に関する調達コストについて、調達計画額の10%以上の削減を目標値として設定し、その達成に努めているところである。	